

一般競争入札説明書

この一般競争入札説明書は、京都府公立大学法人（以下「大学法人」という。）が発注する契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を説明したもので、入札公告を補完するものである。

契約は、京都府公立大学法人契約管理要綱（平成21年京都府公立大学法人要綱第24号。以下「要綱」という。）の規定により行うものとしている。

1 入札に付する事項

等温滴定型カロリメーター 一式
詳細は別添仕様書のとおり

2 一般競争入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）（第1号様式）を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の提出期間等

入札公告に記載のとおり

(2) 添付資料

確認申請書には、次に掲げる一般競争入札参加資格確認資料を各1部添付しなければならない。

ア 京都府の物品関係競争入札参加資格審査結果通知書の写し

イ 納入実績表（第2号様式）

1で示した物品と同種・同規模以上の納入実績を5件程度記入すること。

ウ アフターサービス・メンテナンスの体制表（第3号様式）

エ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状（第4号①様式）

あらかじめ営業所長等に権限を委任して京都府の一般競争入札参加資格確認を受けている場合は、提出不要です。

3 一般競争入札参加資格審査結果の通知等

(1) 結果通知

資格確認申請書類の受領後、一般競争入札参加資格の審査を行い、その結果を一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

なお、当該資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知する。

(2) 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、大学法人に対し、書面により、一般競争入札参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

なお、書面は令和6年10月18日（金）午後4時30分までに、入札に関する資料配付を受けた場所へ提出しなければならない。

イ 大学法人は、アによる説明を求められたときは、令和6年10月21日（月）までに、説明を求めた者に対し書面により回答する。

4 入札執行の日時及び場所

入札公告に記載のとおり

5 入札の方法

入札の方法は、入札公告に記載のほか、以下のとおりとする。

- (1) 代理人が入札する場合は、委任状（第4号②様式）を提出することとし、入札書には、入札者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号）及び当該代理人であることの表示、代理人の記名押印（外国人の場合は、本人の署名をもって代えることができる。以下同じ。）をしておかなくてはならない。

また、代理人が入札する場合、入札書を入れた封筒は委任状に押印した代理人の印鑑で封印すること。ただし、開札後、予定価格の制限の範囲内の入札がないときで、直ちに再度の入札を行う場合にあっては、この限りでない。

＊別紙「入札書及び入札封筒の作成に係る留意事項」を参照のこと。

- (2) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しなければならない。なお、入札書の入札金額については訂正できない。
- (3) 入札者は、入札公告、仕様書、入札説明書、契約書案及びその他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上、入札しなければならない。

この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、質疑書により説明を求めることができる。質疑書の提出及び回答については、入札公告に記載のとおりである。

- (4) 資格審査の結果資格を有すると認められた者が1名であっても、原則として入札を執行する。
- (5) 入札執行回数は、原則として2回とする。

ア 再度入札を行う場合においては、1回目の入札のうちの最低の入札価格（価格のみ）を発表するものとする。再度入札時において、前回の入札の最低の入札価格以上の価格でした入札は失格とする。

イ 再度入札を行う場合においては、次の事項によるものとする。

- (ア) 次に該当する者は、再度入札することはできない。

- a 無効の入札をした者
- b 当初の入札に参加していない者

- (イ) 再度入札をしようとするときは、無効の入札をした者及び失格の入札をした者は入札場から退場しなければならない。

- (ウ) 入札執行者の許可がない限り、再度入札をする者は入札場から退場してはな

らない。

ウ 再度入札をしても落札者がいないときは、再度入札後の入札は行わないものとする。ただし、再度入札後の入札を行うことにより公正な競争入札の成立が期待できるときは、この限りでない。

- (6) 入札参加資格確認を受けた者で入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができる。この場合、入札辞退届を郵送又は持参により事前に提出すること。

6 落札者の決定方法

- (1) 規則第34条の予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (2) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじ引きの方法により落札者を決定するものとする。

なお、くじの方法は次のとおりとする。

ア 先ず、くじを引く順序をくじ引きの方法により決定する。

イ アの結果、先順位となった者から順次くじを引き落札者を決定する。

ウ 落札となるべき同価の入札をした者が、くじを引く順序のくじ引き又はこれに続くくじ引きを辞退し、くじを引かないときは、その入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。この場合において、落札となるべき同価の入札をした者全員が辞退し、くじを引かない場合も同様とする。

7 契約書の締結

- (1) 別添の契約書案に基づき2通作成し、大学法人及び落札者が記名押印の上、各1通を保有するものとする。
- (2) 契約書案の基本に抵触しない細則については、落札者と協議のうえ決定するものとする。

8 その他

- (1) 本説明書に関する問い合わせ先は、入札公告の2の(1)とする。
- (2) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことができる。
- (3) 入札期間中に行うべき質疑及び照会以外の質疑等は一切受け付けない。
- (4) 入札者は入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、関係職員から請求があった場合はこれを提示すること。